



流山市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和7年2月20日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

藤井 俊行



令和 6 年度

公の施設の指定管理者監査報告書

[株式会社明日葉]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査を実施した監査委員名	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点及び実施内容	1
第 5	監査の期間	2
第 6	監査の実施日及び場所	2
第 7	指定管理の概要	2
第 8	監査の結果	4

令和 6 年度公の施設の指定管理者監査報告

この監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項及び流山市監査基準（平成 29 年流山市監査委員告示第 7 号。以下「監査基準」という。）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第 1 監査の種類

令和 6 年度公の施設の指定管理者監査

第 2 監査を実施した監査委員名

菅 生 泰 久

藤 井 俊 行

第 3 監査の対象

公の施設の名称：流山市おおたかの森児童センター

指定管理者の名称：株式会社明日葉

所管部課：子ども家庭部子ども家庭課

監査の範囲：令和 5 年度における公の施設の指定管理に関する事務事業及び
所管部課の当該指定管理に関する事務（ただし、執行に関連し
発生する事務事業については、他年度を含むものとした。）

第 4 監査の着眼点及び実施内容

実施に当たっては、監査基準に基づき指定管理者に関係書類の提出を求め、
実査を行うとともに関係職員から説明を聴取し、流山市公の施設に係る指定
管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年流山市条例第 27 号）、流山市
公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年流
山市規則第 52 号）、流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関す
る条例（令和 2 年流山市条例第 22 号）、流山市おおたかの森児童センターの
設置及び管理に関する条例施行規則（令和 3 年流山市規則第 10 号）並びに流
山市おおたかの森児童センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定
書」という。）、流山市おおたかの森児童センター指定管理者の業務等に関
する仕様書（以下「仕様書」という。）及び流山市おおたかの森児童センタ
ーの管理に関する年度協定書に沿い、指定管理者については適正な管理運営

が行われているか、また所管部課については指定管理者に対し指導監督が適切に行われているかに主眼を置いた。

第5 監査の期間

自 令和6年7月1日
至 令和7年1月16日

第6 監査の実施日及び場所

令和6年9月27日
流山市役所

第7 指定管理の概要

1 設置の目的

流山市おおたかの森児童センター（以下「おおたかの森児童センター」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設に位置付けられている施設として、児童の遊び場・学びの場の提供を通じて、子ども達が自分の意志で通い、子ども達の意思から主体的活動が生まれ、社会に影響を与えていくような新しい形の児童センターの実現を目的とすると同時に、子育て家庭を取り巻くサポート環境の一層の充実を図り、子どもの健やかな成長と子育てにおける妊娠期から切れ目のない支援の場の提供を目的としている。

2 施設の概要

名 称：流山市おおたかの森児童センター

所 在 地：流山市おおたかの森西二丁目7番地の1

延床面積：705.77 m²

施設内容：（児童センター機能）遊戯室、集会室、工作室、図書室、体育室
（子育て支援機能）一時預かり（保育）室、子育て相談室、調理活動室、赤ちゃんほっとスペース（授乳室及びおむつ替えスペース）
（その他）職員事務室、受付2か所、駐車場（14台分）、駐輪場（30台分程度）、ベビーカー置場、倉庫

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (2) 事業の実施に関すること
- (3) 使用の許可に関すること
- (4) 使用の制限に関すること
- (5) 使用の禁止及び許可の取消しに関すること
- (6) 利用料金の収受に関すること
- (7) その他の業務

4 指定管理者概要

- (1) 名称 株式会社明日葉
- (2) 所在地 東京都港区芝四丁目 13 番 3 号 P M O 田町東 10 F

5 指定期間

令和 3 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

6 令和 5 年度指定管理料

令和 5 年度 62,763,091 円 (修繕料 44,000 円を含む)

7 令和 5 年度収支決算額

収入 66,719,091 円

支出 63,356,822 円

収支差額 3,362,269 円

8 利用状況

(単位 : 人)

集 団 指 導				任 意 利 用						総 計
幼児	小学生	大人	小計	幼児	小学生	中高生	大人	小計	ボランティア	+ +
5,740	1,130	5,482	12,352	7,918	8,701	571	7,313	24,503	22	36,877

第8 監査の結果

1 総合意見

おおたかの森児童センターは、市内で唯一の児童館単体施設として令和3年3月に開館し、株式会社明日葉が指定管理者として管理運営を行っている。児童センターとして、子どもに安全な遊びの場、居場所を提供し、心身の健康増進、知的・社会的能力の向上等をサポートすることだけでなく、子育て支援機能も有する施設として、一時預かり（保育）室や子育て相談室の運営といった利用者支援事業も実施している。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、定例的なイベント等がほぼ通常通り実施可能となったことから、地域の子どもたちが楽しい時間を過ごすことができる自主事業等を実施されたことが確認できた。所管部課や他の児童館から助言を受けながら事業内容等の満足度向上を図っており、再度利用したいと思われる施設運営に努める姿勢が見られた。

また、当該施設の管理運営の基本方針に位置付けられている、ソーシャル・キャピタルの構築及び循環型支援の実現に向けた活動にも力を入れている。令和5年度は、おおたかの森児童センター運営協議会を開催し、近隣住民や関係機関・団体等と顔の見える関係づくりを行い、つながりを強めたことを確認できた。令和6年9月には先進的な取組を行っている団体へ自ら視察に行かれており、ソーシャル・キャピタルの醸成に向けた積極的な活動を評価する。

しかしながら、事務手続きにおいては、利用料金の収入実績と例月業務報告書の収入金額、年次業務報告書の収支決算額が符合していなかったほか、例月業務報告と年次業務報告書で記載が一致していない箇所があるなど、報告書の作成に指摘や改善すべき点が複数見受けられた。所管部課においては、報告書の作成について、指定管理者と協議の上、今一度整理するとともに、確認体制の改善を図られたい。

また、備品管理や経理事務、毎月の業務報告や指定管理料の支出について、仕様書や協定書のとおりに行われていないことが確認された。仕様書等で規定されたとおりに実施することが困難である場合には協議を行い、実態に即した規定となるよう仕様書等を改めるなど、対応を検討されたい。

今後も、おおたかの森児童センターが子どもたちの安心・安全な居場所となり、地域の子育て支援拠点として中核的な役割を果たされることを期待する。

ソーシャル・キャピタル：人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴
（内閣府「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」より引用）

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表１）のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成 26 年 4 月 1 日制定）により通知を求めるものとする。

【表 1 指摘事項等一覧】

指定管理者・所管部課	指摘事項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
株式会社明日葉	1		1					2	6	3
子ども家庭部子ども家庭課	1							1	3	2
計	2	0	1	0	0	0	0	3	9	5

[指摘事項]

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

< 法律、条例、規則等に反している事項 >

・基本協定書及び仕様書にて、施設の管理に関する業務の一部を第三者に再委託する際には事前に書面により申請し、書面による承諾を得ることが定められているが、文書が不存在であった。再委託の際の事務手続きを徹底されたい。

(株式会社明日葉、子ども家庭部子ども家庭課)

< 事故が発生するおそれがある事項 >

・一時預かり室利用料金の収入実績と例月業務報告書における収入金額にそごが生じており、年次業務報告書の収支決算額とも符合していなかった。正確な収支状況の報告は指定管理業務の根幹であることから、再発防止に向け、速やかに厳格なチェック体制を構築されたい。

(株式会社明日葉)

(2) 検討・要望事項

・指定管理者印の使用簿は作成されていたものの、使用の都度記載する運用になっていなかった。また、使用回数等が記載されていなかった。指定管理者印も公印であることを念頭に置き、使用に際しては使用簿への適切な記載を徹底するとともに、様式の見直しを検討されたい。

(株式会社明日葉)

・例月業務報告書における相談室の利用実績や自主事業実施状況などについて、年次業務報告書の記載と符合しない箇所があった。位置づけや集計の基準が異なることに起因するものとのことであったため、記載方法等について今一度整理し、統一性のある業務報告書の作成を求める。

(株式会社明日葉)

・自主事業を実施しているものの、年次業務報告書に自主事業に係る収入及び支出額の記載がなかった。収入はなく、支出については別で管理していたとのことであったが、自主事業収支予算書をあらかじめ市に提出した上で実施していることから、実施結果としての収支決算額についても年次業務報告書に記載または添付するよう改められたい。

(株式会社明日葉)

・仕様書に記載されている経理に関する内容と実際の経理処理にそごが生じていた。仕様書どおりに実施することが困難である場合には、所管部課として指定管理料の用途等、経理上の記録を明確に把握できるよう、仕様書の取扱い等について協議し、経理状況の確認方法や仕様書の見直しを検討されたい。

（株式会社明日葉、子ども家庭部子ども家庭課）

・流山市おおたかの森児童センターの管理に関する年度協定書で、毎月の管理業務の状況について、翌月の５日までに市に報告しなければならないと定められているが、６日以降に報告されているものがあつた。また、市が報告内容を検査した後に指定管理料を請求することとなっているが、報告より前の日付で請求され、支出処理を行っている事例が散見された。所管部課においては、報告、請求及び支払に係る事務処理について指定管理者と協議・検討し、必要に応じて年度協定書の内容を改められたい。

（株式会社明日葉、子ども家庭部子ども家庭課）

・備品の整理及び報告については、指定管理者は備品台帳に即して年２回の備品の整理を行い、点検した備品については次年度４月末日までに市に台帳の提出をもって報告する旨仕様書に定められているが、実施されておらず、また所管部課も報告を行うよう指導していなかった。適切な整理及び報告を行い、指定管理者と所管部課が連携し備品の適正管理に努めるとともに、必要に応じて仕様書の内容を改めるよう協議されたい。

（株式会社明日葉、子ども家庭部子ども家庭課）

（３）注意事項（措置対象外）

注意事項については速やかに適正な対応を講じられたい。

【表２ 注意事項一覧】

注 意 事 項	指 定 管 理 者 ・ 所 管 部 課
年次業務報告書に、利用件数（人数）の別表が添付されていなかった。	株 式 会 社 明 日 葉
施設利用の満足度調査結果の集計に誤りがあつた。	株 式 会 社 明 日 葉 子 ども 家 庭 部 子 ども 家 庭 課
情報機器等の取扱等については流山市情報セキュリティーポリシーを遵守することとなっているが、周知されていなかった。	株 式 会 社 明 日 葉 子 ども 家 庭 部 子 ども 家 庭 課